

(健II 68F)
令和2年4月24日

都道府県医師会
郡市区医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る
宿泊療養又は自宅療養の考え方について

新型コロナウイルス感染症の無症状原体保有者及び軽症患者（以下「軽症者等」という。）に係る宿泊療養及び自宅療養の対象等の考え方等につきましては、令和2年4月3日付け（健II 9F）等をもってご連絡申し上げたところです。

今般、家庭内での感染事例が発生していること、また、症状急変時の適時適切な対応が必要であること等を踏まえ、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）あて別添の事務連絡がなされ、宿泊施設が十分に確保されているような地域においては、宿泊療養を基本として対応するよう依頼がなされましたのでご連絡申し上げます。

なお、同事務連絡では、子育て等の家庭の事情により本人が自宅での療養を選択する場合は、自宅療養をすることとしても差し支えないとしており、その場合であっても、定期的に健康状態を把握する等の必要な対応を行うよう求めております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、宿泊施設等における軽症者等への健康観察等のための体制構築について、各都道府県等と引き続きご協議いただきますようお願い申し上げますとともに、関係医療機関等に対してご周知賜りますようご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事務連絡
令和2年4月23日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$ 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養又は自宅療養の考え方について

新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者及び軽症患者（以下「軽症者等」という。）の宿泊療養及び自宅療養については、「入院病床の状況及び宿泊施設の受入可能人数の状況を踏まえ、必要な場合には、軽症者等が外出しないことを前提に、自宅での安静・療養を行う」とされています。宿泊施設が十分に確保されているような地域では、家庭内での感染事例が発生していることや、症状急変時の適時適切な対応が必要であることから、宿泊療養を基本として対応をお願いします。

なお、子育て等の家庭の事情により本人が自宅での療養を選択する場合は、自宅療養をすることとしても差し支えありません。その場合も、「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」（令和2年4月2日付け事務連絡）に基づいて、定期的に健康状態を把握する等の必要な対応をお願いします。

宿泊施設の確保に当たっては、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養の実施に向けた支援について」（令和2年4月17日付け事務連絡）のとおり、観光庁等と連携し、厚生労働省から宿泊施設候補の情報を提供しておりますので、必要に応じて活用いただき、予め、ホテルなどの一時的な宿泊施設の確保をお願いします。

(参考)

- ・「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
- ・「「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」の送付について」（令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」（令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養の実施に向けた支援について」（令和2年4月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（医政局長）、総務省自治行政局公務員部長、観光庁次長、防衛省統合幕僚監部総括官事務連絡）